

吉川小学校PTA規約

第 1条 名称

本会は吉川小学校PTAと称し、事務局を吉川小学校内におく。

第 2条 目的

本会は会員相互の向上を図り、学校と家庭と社会が協力して、本校教育を振興し、児童の福祉を増進することを目的とする。

第 3条 活動

本会は、その目的を達成するため次の活動をする。

- 1 教師と親が一体となって、学校教育の充実発展を図る。
- 2 学校教育方針を家庭に浸透させ、よい習慣を養う。
- 3 地域社会を、健全な住みよい環境に改善するよう努める。

第 4条 会員

- 1 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と教職員に限る。
- 2 会員は、すべて所定の会費を納めるものとする。
- 3 会員は、すべて役委員となること、動議を提出すること、及び賛否を表明することができる。

第 5条 本部役員

本会の役員は、次の通りとする。

- 1 会長1名 副会長2名（会計兼務） 庶務（保健体育委員兼務）1名 地域委員長1名
家庭教育委員長1名、家庭教育副委員長1名
- 2 役員の選出については、「役員等選出規程」で定める。
- 3 本部役員の任期は2年とする。ただし、地域委員長、家庭教育正副委員長の任期は1年とする。
- 4 本部役員に欠員が生じた場合は、補欠役員を置く。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。補欠役員については、「役員等選出規程」で定める。
- 5 次期の役員が就任するまで前任者が代行する。

第 6条 本部役員の仕事

本部役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括し、総会及び本部役員会、役委員会を招集し、会議を主宰して総会の決議事項を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 庶務は、本会の会議を記録整理し、各種の連絡事務等を行う。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理し、総会に会計報告する。
- 5 保健体育委員は、学校の保健委員会の参画するとともに、本会の体育に関する職務を行う。
- 6 地域委員長は、地域委員会の会務を総括する。
- 7 家庭教育委員長は、学年・家庭教育委員会の会務を総括する。
- 8 家庭教育副委員長は、家庭教育委員長を補佐する。

第 7条 委員

本会は、次の委員を置く。

- 1 地域委員、学年・家庭教育委員、会計監査委員
- 2 委員の選出については、「役員等選出規程」に定める。
- 3 会長は、総会において委員を報告する。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。
- 5 会計監査委員は、2名を4月総会において会長が委嘱する。

第 8 条 運営

本会の運営は、本部役員会、役委員会、地域委員会、学年・家庭教育委員会によって構成する。

- 1 本部役員会は、本部役員、学校長並びに教頭で構成し、この会の企画・運営にあたる。
- 2 役委員会は、本部役員、地域委員、学年・家庭教育委員、学校長並びに教頭で構成し、この会の企画・運営にあたる。
- 3 地域委員会は地域委員で構成し、児童の校外指導を推進するとともに、地域内の会員相互の連絡にあたる。
- 4 学年・家庭教育委員会は、学年・家庭教育委員で構成し、学級の教育活動に協力し、学級会員相互の連絡にあたる。

第 9 条 総会

- 1 総会は会員で構成し、毎年5月に開催し、役員を選出・規約の改廃・予算決算・会務の報告・事業及び会計の承認を得る。また、事業その他、重要事項について審議決定する。
- 2 臨時総会は、役委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求がある時開く。
- 3 総会を開くには、あらかじめ議事内容を会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 4 総会は、会員の3分の2以上が出席することにより成立し、議事は出席会員の過半数で決する。可否同数の時は議長が決する。
- 5 前項の場合、議事事項について、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
- 6 総会の議長は、その都度出席会員の中から選出する。

第 10 条 会計

- 1 本会の会計は、会費・その他の収入をもってあてる。
- 2 本会の会費は月250円とし、12ヶ月分3000円を年度始めに徴収する。ただし、特別の事情により会費を減額と免除を必要とする時は、役委員会の承認を得これを行うことができる。
- 3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4 本会の年度末会計報告は、年度末の役委員会で仮承認し、5月の総会で承認を得る。
なお、退会者への報告は書面をもって行うこととする。

第 11 条 慶弔

本会の会員において、その事実発生の際、その都度3役で検討の上適宜処理する。

第 12 条 規約改正

規約は総会で出席会員の3分の2以上の賛成により改正できる。ただし、前もって内容を通知しなければならない。

附則

- 平成3年2月10日一部改正
- 平成3年4月1日施行
- 平成14年11月15日一部改正
- 平成15年4月1日施行
- 平成24年5月8日一部改正
- 平成30年5月11日一部改正
- 令和4年12月1日一部改正